

平成31年度 引上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和元年度湧別町一般会計予算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

（歳入）	地方消費税交付金（社会保障財源化分）	70,000千円
（歳出）	社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費	826,321千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

科目名		経費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国道支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉総務費	321,950	231,381	3,740	15,234	71,595
	老人福祉費	13,829	0	2,138	2,051	9,640
	児童措置費	131,475	93,620	224	6,603	31,028
	母子福祉費	6,300	1,200	575	794	3,731
	小計	473,554	326,201	6,677	24,682	115,994
社会保険	社会福祉総務費	85,794	53,017	0	5,751	27,026
	介護事業費	163,022	1,360	0	28,365	133,297
	後期高齢者医療費	44,691	33,517	0	1,961	9,213
	小計	293,507	87,894	0	36,077	169,536
保健衛生	予防費	59,260	302	6,289	9,241	43,428
	小計	59,260	302	6,289	9,241	43,428
合計		826,321	414,397	12,966	70,000	328,958

※事務費及び人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)については除外しています。